

女性の積極的な活動を応援します



南島原市では、女性の自立や社会参加を促進するために、地域、自治会および婦人会などの女性団体が自ら実施している学習会等を支援するため、南島原市女性学級補助金交付要綱に基づいた助成を行います。

対象となる事業

- 女性団体が年間を通じての学習会を自主的に企画し、実施する事業
 (例) ①同じ学習内容を年間通じて行う (パソコン・料理等)
 ②違った内容を組み合わせて学習を行う (第1回健康体操・第2回子育て・第3回お正月料理等)

助成限度額

1学級につき、年額40,000円が限度です。
 (予算の範囲内で決定します。)

申請に必要な書類

補助金交付申請書・事業計画書・収支予算書など

お問い合わせ 各教育事務所または生涯学習課生涯学習班 TEL050-3381-5082

わたしたちの人権擁護委員さん

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約14,000人の委員が全国の各市町村に配置され、法務局の人権相談所や自宅などで住民の皆さんからの人権相談を受けるなどの活動を行っています。



(敬称略)

南島原市人権擁護委員	深江町	三隅 龍雄	浜辺 悦子	中山 政恵
	布津町	松尾 清子	寺田 冬道	吉岡 奎一
	有家町	吉永 桂子	鳥居 謙喜	内田 紘幸
	西有家町	石橋 玉恵	吉田 公一	山田 スミ子
	北有馬町	宮本 昇	城谷 香	寺田 ユキエ
	南有馬町	藤田 茂穂	中村 美代子	前田 由紀子
	口之津町	青木 喬一	甲木 武久	原田 弓枝
	加津佐町	樽田 貞夫	荒川 清志	

人権問題で困ったことがあれば、人権擁護委員にお気軽にご相談ください。
 相談は無料で秘密は固く守られます。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター市民課市民窓口班または市民課人権推進班 TEL050-3381-5040

平成18年事業所・企業統計調査

これからの南島原市を考える基礎になります。
 10月1日事業所・企業統計調査を実施します。



9月下旬から各事業所に調査員がお伺いします

事業所・企業統計調査は商店や工場、営業所や事務所、銀行、学校、旅館、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な調査です。統計調査の結果は国や都道府県、市区町村などがこれからの行政を考える重要な基礎資料として活用されます。9月下旬から各事業所に「調査員証」を携行した調査員がお伺いし、調査票へのご記入をお願いします。時間はおかけいたしませんので、ご協力をお願いいたします。

調査は日本全国すべての事業所が対象です
 総務省統計局・長崎県・南島原市

お問い合わせ 企画部 企画課 統計地籍班 TEL050-3381-5035

市営住宅入居者募集のお知らせ

市営住宅下記団地(8戸)が空室となりましたので入居者を募集します。



募集期間

平成18年9月1日(金)～14日(木)

入居資格条件

- 収入が基準に該当する人
 - ・入居者及び同居親族の所得が月額20万円以下
- 現に同居しているか同居しようとする親族がある人、または一定資格の単身者
- ※(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者または婚姻の予約者を含む。)
- 住宅に困っている人
- 市内に保証人となられる人がいるなど、すべての条件を満たしている人
- 特定公共賃貸住宅は公営住宅の収入基準を超える人が対象です
 - ・入居の申し込みをした日に、所得(月額)が20万以上60万1000円以下の世帯。ただし、その所得が20万円に満たない人についても、当該所得の上昇が見込まれる場合はこの限りではありません。

団地名	募集戸数
深江あぜつ第1団地	1戸
深江あぜつ第2団地	1戸
有家鬼塚団地	1戸
南有馬新砂原団地	2戸
南有馬吉川団地	1戸
口之津白浜団地	1戸
加津佐愛宕団地	1戸

※前回募集で応募がなかった団地について、上記の団地に追加募集する場合があります。
 ※深江あぜつ第1団地は特定公共賃貸住宅です。

必要なもの

- 市営住宅申込書 ●住民票(世帯全員分) ●事実を証明する書類(納税証明書など)
- 所得証明書など収入状況を証明する書類(世帯全員分)

入居者の資格要件を満たした申込者の数が募集戸数を超える場合は、公開抽選を行います。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター建設課または建設部管理課 TEL050-3381-5066